

令和7年度横浜市中央卸売市場費会計予算

令和7年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,322,542千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,525,784
	1 使用料	1,525,783
	2 手数料	1
2 県支出金		359,908
	1 県補助金	359,908
3 財産収入		579,534
	1 財産運用収入	579,533
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		180,965
	1 他会計繰入金	180,965
5 繰越金		256,033
	1 繰越金	256,033
6 諸収入		527,318
	1 雑入	527,318
7 市債		2,893,000
	1 市債	2,893,000
歳 入 合 計		6,322,542

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		6,322,542 <small>千円</small>
	1 運営費	2,417,499
	2 施設整備費	3,268,862
	3 公債費	635,181
	4 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,322,542

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>2,893,000</p>	<p>市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和7会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。</p>	<p>7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。</p>
計	2,893,000			